

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 徳高
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年11月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア開発キャピタル株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッド (Sun Hung Kai Strategic Capital Limited)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、リー・ガーデン・ワン42階 (42nd Floor, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ドルモン・インターナショナル・リミテッド (Dormont International Limited)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、VG1110トルトラ、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイII、ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サウス・アイル・インターナショナル・リミテッド (South Isle International Limited)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、VG1110トルトラ、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイII、ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年11月5日

訂正箇所	<p>第2 提出者に関する事項 1 提出者（大量保有者） / 1 （6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p> <p>第2 提出者に関する事項 2 提出者（大量保有者） / 2 （6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p> <p>第2 提出者に関する事項 3 提出者（大量保有者） / 3 （6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p>
------	---

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意

当社は、2020年8月7日、発行会社との間で以下のとおり合意した。

- ・当社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式（当該株式）については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間（ロックアップ期間）において市場内で売却しないこと

- ・当社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。

- ・当社は、2020年10月6日に無償割当により取得した新株予約権証券（当該新株予約権証券）については、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、譲渡しないこと。かかる制限は、譲受人が当該新株予約権証券を更に譲渡する場合にも適用される。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッドが発行会社との間で締結した2020年8月7日付引受契約に従い、下記ロックアップ条項の適用を受ける。

- ・当社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式（当該株式）については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間（ロックアップ期間）において市場内で売却しないこと

- ・当社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者)/3】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意

当社は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッドが発行会社との間で締結した2020年8月7日付引受契約に従い、下記ロックアップ条項の適用を受ける。

- ・当社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式(当該株式)については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間(ロックアップ期間)において市場内で売却しないこと
- ・当社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。
- ・当社は、2020年10月6日に無償割当により取得した新株予約権証券(当該新株予約権証券)については、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、譲渡しないこと。かかる制限は、譲受人が当該新株予約権証券を更に譲渡する場合にも適用される。